

(平成24年9月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

厚生年金関係 10 件

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成11年10月1日から12年10月1日までの期間について、申立人の標準報酬月額を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年9月1日から同年10月1日まで
② 平成11年10月1日から12年10月1日まで

私は、昭和59年4月1日から平成21年9月30日までの期間、A社に勤務していた。ねんきん定期便に記載されている申立期間の標準報酬月額が、私が所持している同社の給与明細書に記載された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額よりも低く記録されている。申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人が所持するA社の給与明細書から、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、厚生年金基金及び健康保険組合における申立人の当該期間に係る標準報酬月額がオンライン記録における申立人の当該期間に係る標準報酬月額と一致していることから、事業主は上記給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人が所持するA社の昭和59年10月分の給与明細書から、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、事業主は、昭和59年9月に申立人の標準報酬月額を随時改定により19万円と届け出たが、同記録は取り消されていることが確認できる。

また、申立人と同じく、昭和59年9月の随時改定が取り消されている同僚の給与明細書を確認したところ、事業主は、同年10月分の給与から取消前の標準報酬月額に見合う保険料を控除したものの、同年11月分の給与で清算処理していることが確認できることから、申立人についても同様の処理が行われたものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成4年4月8日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成3年8月及び同年9月は26万円、同年10月から4年3月までは28万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月31日から4年4月頃まで

私は、平成4年4月頃までA社で正社員として勤務していたが、3年8月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることに納得できないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、申立期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成3年8月31日（以下「全喪日」という。）より後の4年4月8日付けで、遡って3年10月1日の定時決定を取り消した上で、同年8月31日と記録されている上、申立人と同様に、被保険者資格の喪失日を遡って同年8月31日と記録されている者が相当数確認できる。

また、商業登記簿謄本によると、A社は全喪日以降においても法人事業所であることが確認できることから、申立期間当時、同社が厚生年金保険法に基づく適用事業所の要件を満たしていたと認められ、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、複数の同僚は、「申立期間当時、会社の経営状況は厳しく、給

与の遅配等があった。社会保険料が給与から控除されていたにもかかわらず、国に納付していないという話を聞いたことがある。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人が平成3年8月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理は有効なものとは認められないことから、申立人の同資格の喪失日は、当該喪失処理が行われた4年4月8日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における訂正前のオンライン記録から、平成3年8月及び同年9月は26万円、同年10月から4年3月までは28万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月1日から同年7月20日まで
私の年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が遡って減額されていると聞いたが、会社からそのような説明を受けたことは無い。

申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年8月31日）より後の同年12月6日付けで、遡って9万2,000円に減額訂正されている上、申立人のほか17名についても、同様に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

また、同僚の一人は、「当時、給料の遅配があった。」と供述していることから、A社は、厚生年金保険料の納付に苦慮していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、かかる処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月1日から4年6月11日まで
ねんきん定期便を見て、私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が著しく低い額になっていることを知った。

申立期間当時の給与は、30万円ぐらいだったと思うので、標準報酬月額がこのような低い額になるはずがない。

調査の上、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する30万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成5年3月9日）より後の同年3月29日付けで、3年10月1日に遡って22万円に訂正し、さらに、5年7月7日付けで、3年8月1日に遡って10万4,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人と同様に、遡って標準報酬月額の減額処理がなされている同僚が、平成5年3月29日付けで15名、同年7月7日付けで14名いることが確認できる。

さらに、A社の事業主は、「当時、社会保険料の滞納があり、社会保険事務所の主導により遡及訂正等の手続がなされた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてこのような訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間における標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た30万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成5年10月から6年9月までは44万円、7年5月及び同年6月は41万円、10年10月及び同年11月は41万円、15年4月から同年7月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月1日から16年11月1日まで
A社に勤務している期間のうち、申立期間の標準報酬月額について、給与総支給額と比べて著しく低額になっている。給料支払明細書があるので、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、平成5年10月から6年9月までは44万円、7年5月及び同年6月は41万円、10年10月及び同年11月は41万円、15年4月から同年7月までは41万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成4年12月から5年9月までの期間、6年10月から7年4月までの期間、同年7月から10年9月までの期間、同年

12月から15年3月までの期間及び同年8月から16年10月までの期間の標準報酬月額については、給料支払明細書で確認できる事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額又は低額であることが認められることから、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、平成5年10月から6年9月までの期間、7年5月及び同年6月、10年10月及び同年11月並びに15年4月から同年7月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「資料が無いため不明。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年5月1日から6年1月31日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、53万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成6年1月31日から同年2月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、同年2月1日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については53万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年5月1日から6年1月31日まで
② 平成6年1月31日から同年2月1日まで

私は、平成5年5月1日から6年1月31日までの期間においてA社に勤務していたが、その間の給与の手取額と比較して申立期間①の標準報酬月額の記録が大幅に低いことが「ねんきん定期便」で判明した。納得できないので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。また、同社での厚生年金保険の資格喪失日は同年2月1日が正しいと思うので、資格喪失日の記録も訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年1月31日）より後の同年5月6日付けで、遡って8万円に引き下げられていることが確認できる上、申立人のほか6名についても、同様に標準報酬月額が遡って引き下げられていることが確認できる。

一方、閉鎖登記簿謄本から、申立人は、当該期間当時、A社の代表取締役であったことが確認できる。

しかしながら、当該訂正処理が行われる前の平成6年4月18日に退任している上、申立人は、自身を名ばかりの代表取締役であったと供述しているところ、同僚は、「A社の実質的な経営権は親会社が握っており、親会社から派遣された者が事実上の経営者であった。」と述べている。

また、申立人と同日に標準報酬月額が遡及訂正された同僚が年金記録確認B地方第三者委員会に対して訂正を求めた申立てにおいて、同委員会が当該訂正処理当時の代表取締役に照会したところ、「最終的には社会保険料の滞納が残っていた。残務整理は親会社のC社が引き継ぎ、訂正処理も同社が行った。」と供述しており、これらのことから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た53万円に訂正することが必要と認められる。

申立期間②について、同僚の証言から、申立人が当該期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年1月31日となっているが、当該資格喪失処理は、6名の同僚と同様に、前述の標準報酬月額の遡及訂正処理と同日の同年5月6日付けで行われていることが確認できる。

さらに、A社の商業登記簿謄本によると、当該期間において同社は法人であり、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年1月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、申立人の関連会社であるD社における資格取得日と同日の同年2月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、当該喪失処理前のA社における申立人の記録から、53万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年6月30日から5年5月10日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年5月10日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間の標準報酬月額については53万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月30日から5年6月1日まで
私は、昭和62年1月から平成6年1月まで、事業所の移転はあったものの、A社に継続して勤務していた。

しかし、厚生年金保険の記録では、平成4年6月30日に被保険者資格を喪失し、5年6月1日に移転後の事業所で資格を取得しており、申立期間が被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年6月30日から5年5月10日までの期間について、雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人が当該期間において、A社に継続して勤務していたことが確認できるが、オンライン記録では、4年6月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

また、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日である平成5年3月31日より後の同年5月10日付けで、申立人を含む同僚33人について、4年10月の定時決定の記録を取り消し、資格喪失日を同年6月30日とする処理が行われていることが確認できる。

さらに、複数の同僚は、「当時、A社は経営不振であった。給与の遅配や社会保険料の滞納があった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）が、かかる処理

を行う合理的な理由は無く、申立人が、平成4年6月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該喪失した旨の処理を行った5年5月10日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該喪失処理前の記録から、53万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成5年5月10日から同年6月1日までの期間について、雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、複数の同僚が所持している給与明細書により、平成5年5月の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年6月30日から5年5月10日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年5月10日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間の標準報酬月額については47万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成4年6月30日から5年6月1日まで
私は、昭和53年7月から平成5年12月まで、事業所の移転はあったものの、A社に継続して勤務していた。

しかし、厚生年金保険の記録では、平成4年6月30日に被保険者資格を喪失し、5年6月1日に移転後の事業所で資格を取得しており、申立期間が被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年6月30日から5年5月10日までの期間について、雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人が当該期間において、A社に継続して勤務していたことが確認できるが、オンライン記録では、4年6月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

また、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日である平成5年3月31日より後の同年5月10日付けで、申立人を含む同僚33人について、4年10月の定時決定の記録を取り消し、資格喪失日を同年6月30日とする処理が行われていることが確認できる。

さらに、複数の同僚は、「当時、A社は経営不振であった。給与の遅配や社会保険料の滞納があった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）が、かかる処理

を行う合理的な理由は無く、申立人が、平成4年6月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該喪失した旨の処理を行った5年5月10日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該喪失処理前の記録から、47万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成5年5月10日から同年6月1日までの期間について、雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、複数の同僚が所持している給与明細書により、平成5年5月の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和34年4月1日から35年4月1日までの期間、同年4月25日から36年3月頃までの期間及び同年3月頃から同年9月頃までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和35年4月1日から同年4月25日までの期間に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正は必要ない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年4月1日から36年3月頃まで
② 昭和36年3月頃から同年9月頃まで

私は、昭和34年4月1日に、A職見習として申立期間①においてB社に住み込みで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者期間が35年4月1日から同年4月25日までの期間しかないので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、昭和35年4月27日から36年2月4日までの期間がC社（現在は、D社）における被保険者期間となっているが、私が同社に勤務していたのは、B社を退職後の申立期間②である。当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は当該期間においてB社に勤務していたと述べているところ、オンライン記録によると、当該期間のうち、昭和35年4月1日から同年4月25日までの期間においては同社で、同年4月27日から36年2月4日までの期間においてはC社で、それぞれ厚生年金保険の被保険者となっている。

申立期間①のうち、昭和34年4月1日から35年4月1日までの期間については、同僚の証言から、申立人が当該期間にB社に勤務していたこと

は推認できる。

しかしながら、B社において申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚は、それぞれの記憶する入社時期よりも1年から1年半程度後に被保険者資格を取得しているところ、見習期間や試用期間があったと思う旨回答している。

申立期間①のうち、昭和35年4月1日から同年4月25日までの期間については、上記のとおり、申立人は当該期間においてB社に係る被保険者となっている。

申立期間①のうち、昭和35年4月25日から36年3月頃までの期間については、複数の同僚に照会したものの、申立人の退職時期についての証言を得られない上、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び取締役についても、死亡又は所在不明のため照会できない。

また、上記の期間のうち、昭和35年4月27日から36年2月4日までの期間においては、申立人はC社に係る被保険者となっているところ、D社が保管している「厚生年金保険被保険者証名簿」及び「健康保険・失業保険台帳」には、申立人の入社日及び資格取得日は35年4月27日、資格喪失日は36年2月4日と記載されており、オンライン記録と一致していることから、申立人は当該期間においてはB社ではなく、C社に勤務していたと考えるのが自然である。

申立期間②について、申立人は、C社に勤務していた期間は、昭和35年4月27日から36年2月4日までの期間ではなく、申立期間②であると述べている。

しかしながら、C社の複数の同僚に照会したものの、申立人の勤務についての証言を得られない。

また、上記のとおり、D社が保管しているC社に係る「厚生年金保険被保険者証名簿」及び「健康保険・失業保険台帳」に記載されている申立人の資格取得日及び資格喪失日はオンライン記録と一致している上、申立期間②に係る記載は無い。

このほか、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和34年4月1日から35年4月1日までの期間、同年4月25日から36年3月頃までの期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間①のうち、昭和35年4月1日から同年4月25日までの期間に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正は必要ない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年頃から35年頃まで

私は、A社（現在は、B社）で、C職をしていた。勤務期間は、はっきり覚えていないが、社長の家に住み込みで、申立期間のうち長くても1年ぐらいだと思う。しかし、厚生年金保険の記録では、同社に係る被保険者記録が無い。給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の取締役が「住み込みの従業員は、入社と同時に厚生年金保険に加入させていない。厚生年金保険に加入させる前は、給与から保険料を控除していない。」と供述しているところ、申立人と同様に、社長宅に住み込みでC職をしていた同僚は、「私の勤務当初の1年間は、厚生年金保険の被保険者期間になっていない。」と供述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、B社は、「当時の資料は保管していない。」と回答しており、申立人に係る給与関係書類等を確認することはできない上、申立人も、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7925 (事案 7417 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年8月1日から同年10月1日まで

夫の年金記録について、A社(現在は、B社)C工場取締役工場長名の証明書及びD社会保険事務所(当時)の回答書により、申立期間について被保険者であったことが確認できることから、第三者委員会に申立てを行ったところ、申立てを認めることはできないとの回答だった。

理由としては、日本年金機構が資格取得日は昭和19年10月1日であるとした上で、D社会保険事務所の回答に不備があった旨の回答をしていること、及びB社が保管している人事記録からは、労働者年金保険法による被保険者として取り扱われていたかどうかについて確認することができない等のことだが、このような回答では納得できない。

D社会保険事務所が証明をしている上、夫のメモにも昭和19年8月1日資格取得年月日との記載がされている。再度審議を行い、申立期間を労働者年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管していた申立人の人事記録により、申立人が申立期間にE社F工場に勤務していたことは確認できる。しかし、同社F工場の厚生年金保険被保険者台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和19年8月1日であることが確認できるものの、上記台帳及び被保険者名簿における申立人の氏名欄には、厚生年金保険法(昭和19年2月16日法律第21号)が同年6月1日に施行(保険料徴収は、同年10月から)され、被保険者の適用範囲が

拡大されたことに伴い、新たに被保険者となったことを表す「改」の表示が確認できること、及び申立人が労働者年金保険法による被保険者として取り扱われていたかどうかについて確認することができなかったことなどとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 24 年 1 月 12 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、提出された申立人の昭和 50 年 11 月 5 日付け A 社退職辞令の裏面に記載された申立人のメモから、申立人の厚生年金保険被保険者証における資格取得日は、19 年 8 月 1 日であったことがうかがえるものの、申立人が労働者年金保険法の被保険者であったことを確認することはできない。

また、再申立てにおいて、新たに B 社から提出された昭和 19 年 7 月 31 日現在の E 社職員録によると、申立人は同社 G 部 H 課 I 職として在籍していたことが確認できるとともに、当該職員録に記載されている H 課の複数の同僚の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における資格取得日は、19 年 6 月 1 日となっているものの、備考欄には新たに厚生年金保険法の被保険者となったことを表す「改」の表示がされている上、オンライン記録により確認できる複数の同僚の資格取得日は、申立人と同様、19 年 10 月 1 日となっている。

このほかに、申立人から労働者年金保険料の控除を示す新たな資料の提出や周辺事情も無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 3 月から 27 年 10 月まで

父の年金の記録では、昭和 21 年 4 月 13 日から同年 10 月 10 日までの期間及び 22 年 12 月 1 日から 25 年 5 月 30 日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっているが、父の書いた履歴書には、「21 年 3 月に A 事業所に入職。27 年 10 月に同部隊移転のため退所。」との記載があるので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の長男が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の書いた履歴書 (昭和 53 年 11 月 5 日現在) には、「昭和 21 年 3 月に A 事業所に入職。27 年 10 月に同部隊移転のため退所。」と記載されている。

しかしながら、駐留軍労務者に対する社会保険制度の適用については、昭和 23 年 12 月 1 日保発第 92 号厚生省保険局長通知「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」に基づき、24 年 4 月 1 日からとされている上、日本年金機構の記録によると、A 事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、B 健康保険組合は、「昭和 24 年 4 月 1 日からの資料は保存しているが、申立人の申立期間に係る資格の取得及び喪失に係る資料は確認できない。」と回答している。

さらに、当時駐留軍に勤務していた従業員の労務管理を行っていた C 事務所における申立人の在籍記録を、D 局 E 事務所及び同局 F 事務所に照会したが、申立人の在籍を確認することができない。

加えて、申立人は既に死亡しており、申立人の長男も申立人の申立期間における具体的な勤務地、事業所名及び同僚の氏名を承知していない上、申立期間後に申立人が勤務していた3社に、申立人の履歴書等について照会を行ったが、いずれも保存していないとの回答であった。

なお、申立人の申立期間のうち、昭和21年4月13日から同年10月10日までの期間は、G事業所における被保険者期間であり、22年12月1日から25年5月30日までの期間は、H事業所における被保険者期間であることが確認でき、履歴書の記載内容と符合しない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7927 (事案 948 の再々申立て、事案 4958 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 22 日から 45 年 2 月 1 日まで

A社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者期間は、脱退手当金が支給されたことになっていたため、年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、委員会の結論は、脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとのことであった。しかし、私が同社に勤務していた当時、姉から、脱退手当金は請求しないよう助言されていたので、脱退手当金を受給した覚えは無いと自信をもって言える。同社を退職する時に、退職の理由を同社に告げていない上、同社から脱退手当金についての説明も無かった。また、改めて同社に問い合わせしてみたが、同社によると、脱退手当金の支給及び代理請求の記録は無いとのことであった。今回、申立期間当時一緒に勤務していた同僚の証言が得られたので、申立期間の脱退手当金の支給記録について、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金の受給に係る申立てについては、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者記録は、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約8か月後の昭和45年10月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年7月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、前回の再申立てに当たり、申立人は、A社から申立人が脱退手当金を受給したとする記録は無いとの証言を得たと述べているが、同社では、「当社が保管している社会保険台帳には、申立人に限らず脱退手当金支給に関する記載は無く、退職者の脱退手当金の受給に関する記録の管理は行っていない。」と回答していることから、同社に保管されている社会保険台帳に申立人の脱退手当金受給に関する記録が無いことをもって、申立人が脱退手当金を受給していないものとは認められず、このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成23年1月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、申立期間当時一緒に勤務していた同僚から脱退手当金を受給していないとする証言を得られたと主張しており、当該同僚は、「申立人は、昭和45年1月31日にA社を退職し、厚生年金保険を脱退せずにすぐにB地に行った。結婚後のB地での生活によってはまた勤務する場合もあるので、厚生年金保険を脱退しないと言っていた。これらのことから、申立人は、厚生年金保険を脱退しなかったと記憶している。」と証言しているが、当該証言をもって、申立人が脱退手当金を受給していない事実を確認することはできない上、前回申立人が提出したA社が保管する社会保険台帳の備考欄には「脱退ナシ」との記載が確認できるが、今回同社から提出のあった同台帳の備考欄には「脱退ナシ」との記載は確認できない。

そのほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
私は、昭和 33 年 3 月 1 日から A 社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、同年 12 月 1 日から被保険者となっている。
調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において A 社に勤務していたと述べている。

しかし、A 社は、「当時の記録及び資料は保存されていないため、申立人の勤務期間、厚生年金保険の資格取得届出及び保険料控除については不明である。」と回答していることから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立期間において被保険者資格を取得した複数の同僚に照会したものの、申立人の申立期間における勤務実態について証言を得られないことから、確認することができない。

さらに、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者資格の取得日は、昭和 33 年 12 月 1 日となっていることが確認でき、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 2 月 5 日から 30 年 9 月 1 日まで
私の A 社における厚生年金保険の被保険者期間は、昭和 28 年 7 月 1 日から 29 年 2 月 5 日までの期間となっているが、もう少し勤務していた記憶がある。また、B 社における厚生年金保険の被保険者期間は、30 年 9 月 1 日から 52 年 8 月 21 日までの期間となっているが、もう少し前に入社した記憶がある。A 社から B 社にいつ転職したか分からないが、申立期間を調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A 社又は B 社に勤務していたと主張している。

しかしながら、A 社は、「申立期間当時の人事記録等が保管されていないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。」と回答している。

また、申立人は、A 社の退職日に係る記憶が曖昧である上、申立期間における同僚を覚えていない。

さらに、申立期間に A 社における厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚 7 名のうち住所が判明した 4 名に、申立人の申立期間における勤務実態等について照会したが、そのうちの 3 名は、「申立人のことを覚えていないので、申立人が申立期間に同社に勤務していたか分からない。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

一方、B 社は、「当社は、昭和 57 年に B 社の社名を引き継いだものの、継承以前の従業員についての人事記録等が保管されていないため、申立人

の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。」と回答している。

また、B社は、昭和30年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所になっていない。

さらに、昭和30年9月1日にB社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は申立人のほかに8名いるが、いずれも死亡又は所在不明なため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで
年金記録を確認したところ、A社の資格喪失日が平成 7 年 1 月 31 日となっているが、同年 1 月分の給与明細書において厚生年金保険料が控除されているので、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年 2 月 1 日の誤りではないかと思われる。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録では、申立人のA社における離職日は、平成 7 年 1 月 31 日となっている。

しかし、申立人の所持するA社における給与支払明細書（平成 6 年 10 月、同年 11 月及び 7 年 1 月）の厚生年金保険料の控除額及び平成 6 年分の給与所得の源泉徴収票から、同社では、厚生年金保険料は翌月控除であることが確認でき、7 年 1 月の給与から控除されているのは、6 年 12 月の厚生年金保険料であることが推認できる。

また、申立人と同様に、雇用保険の離職日及び厚生年金保険の資格喪失日が同日（月末日）である元社員の最終給与について、A社は、「当該同僚については、退職月の給与支払後に給与の精算（日割計算）を行い退職日に支払い、その金額からは厚生年金保険料を控除していない。また、申立人の申立期間についても、厚生年金保険料は控除していなかったものと考えられる。」と回答している。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7931

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月 1 日から 9 年 12 月 25 日まで
私は、当時、A社の社長をしており、給与は 60 万円ぐらいだったにもかかわらず厚生年金保険の標準報酬月額は 9 万 2,000 円と記録されている。この金額では生活できず、あり得ない金額である。社会保険事務に関しては、経理事務担当者に全て任せており、給与も変更されることは無かったと思うので、調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、59 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日と同日の平成 9 年 12 月 25 日付けで、遡及して 9 万 2,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、商業登記簿謄本により、申立期間当時、A社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「私は営業を担当しており、申立期間における社会保険事務は、当時の経理事務担当者に任せていたので分からない。」と述べているが、当時の経理事務担当者は、「社会保険料を滞納しており、社会保険事務所（当時）の指示により手続を行い、滞納保険料を完済した。このことは、代表取締役である申立人及び顧問税理士に口頭で伝えていたと思う。」と述べている上、「代表者印を使用する時は、申立人の許可を得ていたと思う。」と述べていることを踏まえると、事業主として申立期間に係る標準報酬月額の減額処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人

が、自らの標準報酬月額の特減訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 10 月 1 日から 6 年 4 月 27 日まで

私は、昭和 63 年 9 月 1 日から平成 6 年 4 月 27 日までの期間において A 社に取締役として勤務していたが、申立期間の標準報酬月額が実際の報酬よりも低くなっている。同社は、会社の業績不振により厚生年金保険料の滞納があり、最終的には厚生年金保険の適用事業所ではなくなったが、在籍中に給与が下がることは無かったので、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53 万円と記録されていたところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 6 年 4 月 27 日）より後の同年 4 月 28 日付けで、遡って 8 万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、A 社の閉鎖登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、取締役であったことが確認できる。

また、申立人は標準報酬月額の訂正の届出について関与していないと主張しているものの、複数の同僚及び A 社の顧問社会保険労務士は、「申立人は、総務及び経理の担当取締役であった。」と述べている上、申立人は、「申立期間当時、会社は経営不振で保険料の滞納があり、先付小切手で納付していたが、滞納が続いたため健康保険厚生年金保険適用事業所全喪届を提出した。同社の社会保険事務手続は全て自身で行っていた。」と述べていることから、申立人が、当該標準報酬月額の減額処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A 社の取締役であり、総務及び経

理の担当であった申立人が、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。